

|           |      |            |      |                |
|-----------|------|------------|------|----------------|
| 職員健診マニュアル | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|           | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>1 of 8 |

# 職員健診マニュアル

組合労働安全衛生委員会

(最新版は、組合HP・労働安全WEBに掲載)

|           |      |            |      |                |
|-----------|------|------------|------|----------------|
| 職員健診マニュアル | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|           | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>2 of 8 |

## 第1章 定期健診等

### 第1節 定期健診及びその他検査

1. 実施時期： 1年以内ごとに1回
2. 実施機関： 水島協同病院、玉島協同病院、コープくらしき診療所
3. 健診項目： 次の【検査区分】及び【特定区分】

#### 【検査区分】

- |          |   |
|----------|---|
| ○ 問診等    | ・・・ 既往歴及び業務歴の調査並びに自覚症状及び他覚症状の検査   |
| ○ 計測     | ・・・ 身長、体重、腹囲、血圧測定、視力  |
| ○ 胸部検査   | ・・・ レントゲン直接撮影（大角）1枚及び喀痰検査（※厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することがある。） |
| ○ 尿検査    | ・・・ 糖半定量、蛋白半定量  |
| ○ 血液学的検査 | ・・・ Hb、RBC  |
| ○ 生化学的検査 | ・・・ AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GTP、血糖、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール    |
| ○ 心電図    | ・・・ 12誘導  |
| ○ 聴力検査   | ・・・ 医師が適当と認める聴力の検査  |

#### 【特定区分】

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ※ 人工透析に従事する職員   | ： HBs抗体検査、HCV検査（同章第2節による。）  |
| ※ 放射線業務に従事する職員  | ： 電離放射線障害防止規則第56条により、当マニュアルの「第3章 第2節 電離放射線健康診断」を参照し、係る検査を実施する。 <i>c f.</i> 白血球分類（前年一年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えた実績がある職員） |
| ※ 有機溶剤業務に従事する職員 | ： 有機溶剤中毒予防規則第29条に規定された検査  |

#### 4. 実施方法

- (1) 全職員は、1年以内ごとに1回【検査区分】を受診する。
- (2) 次に該当する職員は、6か月以内に1回、【検査区分】を受診する。

#### 【労働安全衛生規則第13条第1項第3号及び第45条に区分される職種等】

医師・歯科医師、看護師、助産師、保健師、臨床工学技士、臨床検査技師、放射線技師、介護福祉士・介護士、歯科衛生士、歯科技工士、看護助手、歯科助手（サプライ含む）又は深夜業に従事する職員

また、【特定区分】に該当する職員は、6か月以内に1回、各省令に基づいた検査を追加して受診する。

|                  |      |            |      |                |
|------------------|------|------------|------|----------------|
| <b>職員健診マニュアル</b> | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|                  | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>3 of 8 |

## 第2節 肝炎関連検査

### 【B型肝炎検査】

1. 実施時期： 定期健診時に実施する。
2. 実施機関： 水島協同病院、玉島協同病院、コープくらしき診療所
3. 検査項目： HB s 抗体検査
4. 対象者： B型肝炎ワクチンを1シリーズ接種後、一定期間経過した職員を対象に実施する。

### 【C型肝炎検査】

1. 実施時期： 「4.」のA又はB群の実施頻度に従い、定期健診時に実施する。
2. 実施機関： 水島協同病院、玉島協同病院、コープくらしき診療所
3. 検査項目： HCV抗体検査
4. 対象者及び頻度
  - A群： 6か月以内に1回・・・人工透析に従事する職員に対して実施する。
  - B群： 1年以内に1回・・・医師・歯科医師、看護師、助産師、保健師、看護助手、臨床検査技師、放射線技師、介護福祉士・介護士、歯科衛生士、衛生士助手、歯科技工士、技工士助手、歯科助手（サプライ含む）

## 第3節 協会けんぽの健診（健保本人）

### 1. 一般健診

対象者：35歳以上74歳以下（年度内に各年齢になる者を含む）の協会けんぽ本人。受診機会は年度1回。

※ 実施時期は、定期健診に含め実施する。

※ 40歳以上74歳以下に適用される特定健康診査及び特定保健指導については、協会けんぽとの共同健診事業とする。

※ 自己負担金は、事業所負担とする。ただし、任意継続被保険者は窓口払いとする。

- 問診等・・・既往歴及び業務歴の調査並びに自覚症状及び他覚症状の検査、身体診察
- 計測等・・・身長、体重、肥満度・BMI、腹囲、視力、血圧
- 聴力検査・・・オージオメーター
- 胸部検査・・・レントゲン直接撮影（大角）1枚
- 心電図・・・12誘導
- 尿検査・・・糖半定量、蛋白半定量、潜血
- 血液学的検査・・・Ht、Hb、RBC、WBC、ヘモグロビンA1c
- 胃部検査・・・レントゲン直接撮影7枚又は内視鏡検査
- 生化学的検査・・・AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GTP、血糖、UA、ALP、中性脂肪、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、クレアチニン
- 便潜血反応検査（2回法）

|                  |      |            |      |                |
|------------------|------|------------|------|----------------|
| <b>職員健診マニュアル</b> | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|                  | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>4 of 8 |

## 2. 子宮頸がん検診〔単独健診〕

対象者：20歳以上38歳以下の偶数年齢の女性。受診機会は年度1回

※ 実施時期は、定期健診に含め実施し、費用は自己負担とする。

＜一般健診に追加して受診する健診＞

## 3. 付加健診

対象者：一般健診を受診する40歳、50歳（年度内に各年齢になる者を含む）。受診機会は年度1回。

※ 実施時期は、定期健診に含め実施する。

※ 40歳以上74歳以下に適用される特定健康診査及び特定保健指導については、協会けんぽとの共同健診事業とする。

※ 自己負担金は、事業所負担とする。ただし、任意継続被保険者は窓口払いとする。

- 尿検査            ..... 沈渣
- 血液学的検査..... 血小板数、末梢血液像
- 生化学的検査..... 総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、アミラーゼ、
- 眼底検査        ..... 眼底カメラ
- 肺機能検査     ..... フローボリュームカーブ
- 腹部超音波検査 .. 断層撮影

## 4. 乳がん検診（マンモグラフィー）

対象者：一般健診を受診する40歳以上74歳以下（年度内に各年齢になる者を含む）の偶数年齢の女性。受診機会は年度1回。

※ 実施時期は、定期健診に含め実施し、費用は自己負担とする。

## 5. 子宮頸がん検診（問診・細胞診）

対象者：一般健診を受診する36歳以上74歳以下（年度内に各年齢になる者を含む）の偶数年齢の女性。受診機会は年度1回。

※ 実施時期は、定期健診に含め実施し、費用は自己負担とする。

## 6. 肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査・HBs抗原検査）

対象者：過去に肝炎に関する検査を受けたことのないもの。受診機会は年度1回。

※ 実施時期は、定期健診に含め実施し、費用は自己負担とする。

## 第4節 職員健診のまとめ・報告

職員健診実施機関は、健診結果を事業所（合同事業所を含む）ごとに分け、組合が必要とする検査項目を含め、その結果を依頼事業所へ報告する。（データ送付）

|                  |      |            |      |                |
|------------------|------|------------|------|----------------|
| <b>職員健診マニュアル</b> | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|                  | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>5 of 8 |

## 第5節 職員健診結果の維持・管理

1. 健診を依頼した事業所管理者は、職員健診実施機関から報告された結果に基づいて職員の健康状態を把握し、職場環境、健康管理等について検討する。
2. 職員健診実施機関は、再検査、要精査及び要治療の職員に対し、受診を勧める文書を発行し、送付する。
3. 健診を依頼した事業所管理者は、職員健診実施機関から得た健診結果に基づき、受診状況及び所見等を把握する。また、再検査、要精査及び要治療となった有所見者が、検査又は治療を受けたかどうかをフォローする。
4. 健診を依頼した事業所管理者は、健診台帳を年度毎にまとめ、5年間保管する。病院にあつては、医療監視等行政指導による開示・記録方法を維持する。
5. 職員健診実施機関は、実施した健診データを維持管理する。(法令上の保管年限を超えて維持管理する方法は、各機関で定める。)
6. 常時50人以上の職員を有する事業所は、労働安全衛生規則第44条、第45条又は第48条による健康診断(定期的のものに限る。)を行なったときは、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を所轄の労働基準監督署長に提出する。

## 第2章 採用時健診

1. 実施時期： 採用時に実施する
2. 実施機関： 水島協同病院
3. 健診項目：
  - 問診等                      ・ ・ ・ ・ 既往歴及び業務歴の調査並びに自覚症状及び他覚症状の検査
  - 計測等                      ・ ・ ・ ・ 身長、体重、血圧測定、視力、腹囲
  - 聴力検査                    ・ ・ ・ ・ オージオメーター
  - 胸部検査                    ・ ・ ・ ・ レントゲン直接撮影(大角)1枚
  - 心電図                      ・ ・ ・ ・ 12誘導
  - 尿検査                      ・ ・ ・ ・ 糖半定量、蛋白半定量
  - 血液学的検査              ・ ・ ・ ・ RBC、WBC
  - 生化学的検査              ・ ・ ・ ・ AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP、血糖、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
  - HBs抗原・抗体検査
  - IGRA検査                  ・ ・ ・ ・ T-SPOT (事業所が必要と認める職種)
  - 栄養科の職員： 検便(虫卵、赤痢菌)：各栄養科にて実施し、検査の判定記録を維持・管理する。

※ 採用予定者が他医による健康診断を受けた後、3か月を経過しない場合において、当組合が指定する上記健診項目の結果を含む診断書を提出した場合は、医師又は採用の担当管理者の判断により、省略する場合がある。

※ 人工透析、放射線業務及び有機溶剤業務に従事する職員については、第1章第1節の【特定区分】による検査等を実施する。
4. 採用時健診の台帳管理： 採用事業所で保管する。

|                  |      |            |      |                |
|------------------|------|------------|------|----------------|
| <b>職員健診マニュアル</b> | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|                  | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>6 of 8 |

5. 新規学卒者の健診時期： 入協説明会の開催時期。就業前6ヶ月以前に健診を実施した者には、4月に再度健診を実施し、それ以後は、法令等の規定に基づいた必要な時期に実施する。

## 第3章 特殊健康診断

### 第1節 VDT健康診断

1. 実施時期 …… 年度1回実施する。
2. 実施機関 …… 水島協同病院
3. 受診対象者の抽出

管理監督者又は職責者は、職場のVDT作業区分（A、B、C）を明確にする。各VDT作業に携わる職員に対し、必要に応じて当該健診を実施する。

| 作業区分  | 作業の種類 | 作業時間              | 作業の例                  | 作業の概要                                   |
|-------|-------|-------------------|-----------------------|---|
| A     | 単純入力型 | 1日<br>4時間以上       | データ、文章等の入力            | 資料、伝票、原稿等からデータ、文章等を入力する。(CADへの単純入力を含む。) |
|       | 拘束型   |                   | 受注、予約、照会等の業務          | コールセンター等において受注、予約、照会等の業務を行う。            |
| B     | 単純入力型 | 1日<br>2時間以上       | 単純入力型の業務              | 単純入力型の業務を行う。                            |
|       | 拘束型   | 4時間未満             | 拘束型の業務                | 拘束型の業務を行う。                              |
|       | 対話型   | 1日<br>4時間以上       | 文章、表等の作成、編集、修正等       | 作業者自身の考えにより、文章の作成、編集、修正等を行う。            |
|       |       |                   | データの検索、照合、追加、修正       | データの検索、照合、追加、修正をする。                     |
|       |       |                   | 電子メールの受信、送信           | 電子メールの受信、送信等を行う。                        |
|       | 技術型   | 1日<br>4時間以上       | 金銭出納業務                | 窓口等で金銭の出納を行う。                           |
|       |       |                   | プログラミング業務             | コンピューターのプログラムの作成、修正等を行う。                |
|       |       |                   | CAD業務                 | コンピューターの支援により設計、製図を行う。(CADへの単純入力を除く。)   |
| 監視型   |       | 監視業務              | 交通等の監視を行う。            |   |
| その他の型 |       | 携帯情報端末の操作、画像診断検査等 | 携帯情報端末の操作、画像診断検査等を行う。 |   |
| C     | 単純入力型 | 1日<br>2時間未満       | 単純入力型の業務              | 単純入力型の業務を行う。                            |
|       | 拘束型   |                   | 拘束型の業務                | 拘束型の業務を行う。                              |
|       | 対話型   | 1日<br>4時間未満       | 対話型の業務                | 対話型の業務を行う。                              |
|       | 技術型   |                   | 技術型の業務                | 技術型の業務を行う。                              |
|       | 監視型   |                   | 監視型の業務                | 監視型の業務を行う。                              |
|       | その他の型 |                   | その他の型の業務              | その他の型の業務を行う。                            |

4. 健診項目（一次健診）

- (1) 問診等 …… 過去のVDT作業業務歴等及び既往歴を把握する。また、自覚症状の有無の調査を行う

|                  |      |            |      |                |
|------------------|------|------------|------|----------------|
| <b>職員健診マニュアル</b> | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|                  | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>7 of 8 |

- (2) 眼科学的検査 …… 視力検査 5m視力の検査、近見視力の検査及び眼位検査
- (3) 筋骨格系検査 …… タッピング検査

## 第2節 電離放射線健康診断

1. 実施時期 …… 定期健診期間中に実施する。(6か月以内の定期実施)  
  - ※ ただし、6か月以内ごとに受診対象となる職員は、前年一年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えた実績がある者に限る。
2. 実施機関 …… 水島協同病院、玉島協同病院
3. 対象者 …… 放射線業務に従事する職員（電離放射線障害防止規則第56条による）に対して実施する。
4. 実施方法 …… 次の項目について医師による健康診断を行う。  
  - ※ 医師が必要でないと認める場合は、次の(2)から(5)までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
  - (1) 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
  - (2) 白血球数及び白血球百分率の検査
  - (3) 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
  - (4) 白内障に関する眼の検査
  - (5) 皮膚の検査
5. 結果報告 …… 電離放射線健康診断結果報告書（様式第二号）を所轄の労働基準監督署長に提出する。

## 第3節 有機溶剤中毒予防健康診断

1. 実施時期 …… 定期健診期間中に実施する。(6か月以内の定期実施)
2. 実施機関 …… 水島協同病院
3. 対象者 …… 有機溶剤業務に従事する職員（有機溶剤中毒予防規則第29条による）に対して実施する。
4. 実施方法 …… 次の項目について医師による健康診断を行う。  
  - (1) 業務の経歴の調査
  - (2) 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
  - (3) 尿中の蛋白の有無の調査
  - (4) その他有機溶剤中毒予防規則第29条に規定された検査
5. 結果報告 …… 有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第三号の二）を所轄の労働基準監督署長に提出する。

## 第4章 協会けんぽ被扶養者（家族）健診

|                  |      |            |      |                |
|------------------|------|------------|------|----------------|
| <b>職員健診マニュアル</b> | 発行日  | 2019. 4. 1 | WEB版 | 11版            |
|                  | 文書番号 | 労働安全－指針－1  | ページ  | Page<br>8 of 8 |

1. 実施時期： 年度に1回実施する。
2. 実施機関： 水島協同病院
3. 対象者： 希望する40歳以上74歳以下の協会けんぽ被扶養者（家族）に対して実施する。
4. 費用： 自己負担とする。
5. 健診項目：
  - 問診等 . . . . . 既往歴及び業務歴の調査並びに自覚症状及び他覚症状の検査、身体診察
  - 計測等 . . . . . 身長、体重、肥満度・BMI、腹囲、血圧
  - 心電図 . . . . . 12誘導
  - 尿検査 . . . . . 蛋白半定量
  - 血液学的検査 . . . . . ヘモグロビンA1c
  - 生化学的検査 . . . . . AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GTP、血糖、ALP、中性脂肪、LDL-コレステロール、HDL-コレステロール

## 附則

このマニュアルの改廃は、組合労働安全衛生委員会において協議し、組合労働安全衛生委員長が承認する。  
また、料金については別表に定めるものとし、改定は全体区分理事会の確認を得るものとする。